

申込先着順による市有地売却説明書

申込先着順（随意契約）による市有地売却に申し込もうとする方（以下「申込希望者」）は、本説明書、物件概要及び現地を熟知の上、申し込みをしてください。

1. 申込先着順（随意契約）物件

物件番号	物件の所在等	地目	土地面積 (㎡)	予定価格（円） (最低売却価格)
2-10	大字上徳間字古屋敷 364 番 1・364 番 2・363 番 6	雑種地	441	2,961,700 円

※詳細は、別紙の物件調書記載のとおりです。

2. 申込受付

(1) 日時 令和 2 年 11 月 16 日（月）午前 8 時 30 分から

※複数人から同時刻に提出された場合（受付開始時に複数人が受付窓口で待機していた場合等）は、提出書類に不備がなければ、抽選により決定します。

※受付開始日以降は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで（土日祝祭日を除く）

(2) 場所 千曲市役所 4 階 管財契約課 窓口

3. 申込希望者の資格

申込は、個人、法人を問いません。（2 名以上の共有での申し込みも可能です。）

ただし、以下のいずれかに該当する方は、申し込みをすることができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
(成年被後見人・被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ないもの)
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項により、当市の一般競争入札に参加できない者
- (4) 市税等に滞納がない者
- (5) 該当売却に係る公有財産に関する事務に従事する千曲市職員

4. 用途制限

・次の用途に供することはできません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業の用途
- ②暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等の用途
- ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 4 条

第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途

5. 申込方法

申込希望者は、申し込み時に次の各書類を千曲市役所管財契約課窓口まで提出してください。**(郵送不可) ※申込書類に不備または不足が有る場合は受付ができません。**

- (1) 普通財産譲渡申請書（市ホームページ掲載の様式）
- (2) 誓約書（市ホームページ掲載の様式）
- (3) 住民票抄本（発行から3カ月以内のもの）
- (4) 印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- (5) 現在事項全部証明書（法人の場合のみ、発行から3か月以内のもの）

※代理人が申し込みをする場合は、別途「委任状」が必要となります。

6. 売買契約の締結

- (1) 売却決定者は、**売却決定日の翌日から起算して5日以内に売買契約の締結**をしなければなりません（ただし5日目が祝休日の場合はその翌日まで）。
- (2) 売却決定者が期日までに契約を締結しない場合は、売却は無効となり、売却決定者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。
- (3) 売却決定者以外の方とは契約を締結できません。
- (4) 売買契約書は千曲市で用意しますが、**契約締結に伴う印紙税は売却決定者の負担**となります。

7. 契約保証金

- (1) 売却決定者は、**契約締結時に契約保証として、契約金額の100分の10以上の金額を**、市が発行する**納付書により納付**しなければなりません。
- (2) 契約保証金が納入されない場合は、契約は解除されます。
- (3) 契約保証金は、売買代金から契約保証金を除いた額（以下「売買代金残金」という。）の納付後に、売買代金へ充当することができます。

8. 売買金額の納付

- (1) 契約締結後、市の指定した期日（**売買契約締結日から1カ月以内**）までに売買代金または売買代金残金を、市が発行する納付書により納付しなければなりません。
- (2) 契約保証金は、原則、売買代金に充当します。
- (3) 売買代金が期限までに納入されない場合は、契約は解除され、売却決定者が納付した契約保証金は市に帰属することとなり、返還されません。

9. 所有権の移転等

- (1) **売買代金を完納したときに所有権が移転**します。
- (2) 所有権の移転登記は、所有権移転登記請求により市が登記申請を行います。

(3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、売却決定者の負担となります（税額については市が計算しお知らせします）。

10. その他

上記に定めるほかは、千曲市財務規則など市の条例に定めるところにより処理します。金融機関から融資を受けられる場合は、金融機関等の担当者に融資条件と合致するかどうかお確かめの上申し込みを行ってください。（所有権移転登記日など）

問合せ

千曲市役所 管財契約課 管財係

TEL026-273-1111（内線 4121）